

西東京市障害者基本計画(平成26年度～令和5年度)中間見直し後の状況調査票 (令和5年度)

【評価基準】

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。 また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	障害福祉課	「○」	障害福祉課内に設置した基幹相談支援センターと障害者総合支援センター内の相談支援センターえぼっくでは月1回基幹連携会議を行い、連携強化を図っています。 相談体制の充実を図るため、地域生活支援拠点等整備ワーキンググループを開催をし、基幹相談支援センター、地域活動支援センターで話し合いを行いました。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。 また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	健康課	「○」	障害の発見から就学までの療育については、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援の実施に努めました。 療育体験のできるフォローグループを拡充し、早期の関わりを増やしました。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。 また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	子育て支援課	「△」	「基幹相談支援センター」については、全庁的な課題であり子育て支援課単独での検討は行っていません。 なお、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援については、当該所管の児童手当などの諸手当や子どもの医療助成の申請・届出並びにひとり親家庭の相談などを通じて関係部署と連携した支援を実施しています。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。 また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	児童青少年課	「○」	切れ目のない支援の構築に向けて、のどかや生活サポートネット等の関係機関及び部署と連携を図っています。また、学童クラブ指導員・障害児担当補助員向けに年3回研修を行うことで、情報共有を行っており、児童一人ひとりに応じた支援ができるよう連携を図っています。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。 また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	子ども家庭支援センター	「○」	要保護児童対策地域協議会の発達支援部会に関係機関を招集し、未就学から就学にかけて気になる児童とその家庭を対象に、年1回情報共有を行いました。 18歳を超えてもなお特段の支援が必要な家庭に対しては、要保護児童対策地域協議会のケース検討会議にて、基幹相談支援センターや他の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行いました。
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。 また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一化も含め検討を進めていきます。	協働コミュニティ課	「○」	当課で主催している配偶者暴力被害者支援担当者連絡会に基幹相談支援センターからも構成員として参加してもらい、連携できる体制づくりを行っている。 当課ではDV被害者等の支援において、被害者本人や同伴児、者が障害を抱えている場合が少なくなく、広域に及ぶ困難事例の支援、連携に取り組んでいるが、基幹相談支援センターとの連携、専門的立場からの助言等を期待したい。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(1)-1	相談機関相互の連携の推進	障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる「基幹相談支援センター」の活動内容を充実させます。「基幹相談支援センター」は、庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図り、困難事例等にも対応できるよう努めます。また、個人情報の取扱いや活用方法について、書式の統一も含め検討を進めていきます。	教育指導課	「○」	小学校の入学に際し、支援が必要な児童や発達に課題のある児童・生徒の切れ目のない支援を行うために、幼稚園・保育園と学校が直接情報交換や意思疎通出来る機会・場面をより多く設定できるよう、幼稚園・保育園園長会を通じて就学支援シートの周知を行い、児童の支援について必要な情報を共有するように働きかけた。
1-(1)-2	地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実	現在市内に設置されている地域活動支援センターである「地域活動支援センター・ハーモニー」、「保谷障害者福祉センター」、「地域活動支援センター・ブルーム」における相談の充実にも努めるとともに、地域自立支援協議会相談支援部会を通じて、相談支援機関との連携を進め、一層の相談支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	「○」	相談支援部会において、事例検討や情報共有を実施し、地域活動支援センターも含めた相談支援体制の充実に取り組みしました。
1-(1)-3	当事者等による身近な相談活動への支援	障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行います。具体的には、障害のある人自身が相談相手となる身体障害者相談員・知的障害者相談員や、障害のある子どもを持つ保護者が相談相手となるペア・ピアカウンセリング等について、引き続き実施するとともに東京都のペアレントメンター養成事業を活用します。	障害福祉課	「○」	令和5年度にペアレントメンター事業を3回実施しました。少人数での実施で、ペアレントメンターが家族からの話をじっくりと聞くことができました。また月1回ピアカウンセリングを実施しました。
1-(1)-4	民生委員・児童委員の相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言などを行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。	地域共生課	「○」	民生委員協議会の地区別定例会などを通じて、市の各部署、社会福祉協議会、保健所など関係機関からの情報提供を行い、民生委員児童委員の活動に対する支援を行っています。
1-(2)-1	レスパイトや短期入所等を行う事業所の誘致	レスパイトや緊急時対応が可能な事業所(短期入所等)の確保に向け、民間法人の誘致等を踏まえ、検討します。	障害福祉課	「○」	地域生活支援拠点事業の登録者も増加し、拠点の短期入所の利用が広がっています。
1-(2)-2	難病患者に対するサービス提供体制の確保に向けたニーズ把握	新たに福祉サービスの対象となった難病患者に対するサービス提供体制の確保のため、平成29年度に実施したアンケート調査においては、難病患者を対象としたアンケート調査もを行い、福祉サービス等のニーズの把握に努めました。今後も同様に、難病患者も対象とし、調査の実施及びニーズの把握を行います。	障害福祉課	「○」	介護保険制度の上乗せ相談に対しては、適切なサービス支給ができるよう検討しました。引き続き、難病患者も対象とし、個別にサービス利用調査の実施及びニーズの把握を行った。
1-(2)-3	高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施	「北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会」の活動への参加・協力を通して、広域での支援体制整備については引き続き検討を進めます。	障害福祉課	「○」	集合形式での運営委員会の参加や、会場参加型の普及啓発事業の開催を通じて支援体制の検討を行いました。

- 「○」 実施できた
- 「△」 一部実施できた
- 「▲」 実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」 実施できなかった
- 「―」 該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	健康課	「○」	引き続き、児童発達支援センターひいらぎでは、児童発達支援事業や地域支援・フォローグループ、個別の専門療育など、個別のニーズに応じた支援を提供しています。また、必要に応じて関係機関と連携し、切れ目ない支援を行いました。
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	障害福祉課	「○」	児童発達支援センターひいらぎに通所する児童の保護者を対象に就学後の障害児通所支援のサービスの内容や利用できる地域生活支援事業等についての説明を行った。また、特別支援学校高等部の生徒・保護者を対象に卒業後の障害福祉サービスや地域生活支援事業等についての説明を行いました。
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	幼児教育・保育課	「○」	支援を要する子どもに対し、こどもの発達支援センターと連携し、相談業務や生活指導の支援を行い、保育士の理解向上にも努めた。
1-(2)-4	発達障害者(児)に対する支援策の検討・実施	現在、未就学の発達障害児については、平成30年度から分室「ひよっこ」を統合した「こどもの発達センター・ひいらぎ」において、生活指導や課題学習、療育等を実施しており、18歳以上の発達障害者については、「相談支援センター・えぼっく」、「地域活動支援センター・ハーモニー」、「障害者就労支援センター・一歩」、障害福祉課、学校や教育委員会といった関係機関とも連携しながら支援を提供するとともに、ライフステージを通じて切れ目ない支援を提供できるよう、関係機関の連携のための体制整備と、そのための方策を進めます。	教育支援課	「○」	要保護児童対策地域協議会の発達支援部会に参加し、次年度小学校への入学児童に関する支援状況等について関係部署と情報共有を行いました。 こどもの発達センター・ひいらぎの5歳児フォローグループの保護者会で、小学校での支援や入学後にできる支援等について具体的に説明し、切れ目ない支援の提供を目指しました。
1-(2)-5	障害のある人の家族に対する支援	障害のある人の家族の高齢化により発生するサービスのニーズを見据え、包括的相談支援体制の構築、アクセシビリティ向上の視点を取り入れた障害のある人の家族に対する支援を継続します。	障害福祉課	「○」	地域生活支援拠点等事業として実施している緊急保護事業と自立生活体験事業の事業評価のため、ワーキンググループを実施しました。
1-(2)-6	地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受入や、市や市内で求める人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	地域共生課	「○」	社会福祉実習の受入れに協力し、武蔵野大学から2名、他大から2名の計4名に対して、講義等を行いました。
1-(2)-7	専門的人材の育成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 なお、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	障害福祉課	「○」	相談支援部会を年4回実施しました。事例検討を行い、地域課題の抽出や個別支援で相談員が抱える困難感について共有し検討しました。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(2)-7	専門的人材の育成	福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、様々な養成の機会を活用し、情報提供に努めます。 なお、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」では、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。	生活福祉課	「○」	東京都の専門研修、精神保健に関する研修を活用して職員の育成に努めている。
1-(2)-8	民間事業所のサービス提供体制の向上に向けた支援	民間事業所のサービスの質の向上のため、事業所に対し第三者評価制度の受審や運営アドバイス機能の活用を促進します。また、事業所間で情報を共有し、より質の高いサービスを提供するための研修の場となるよう、事業所連絡会の開催等の支援に努めます。	障害福祉課	「○」	イベント等の事業者が一堂に会する機会を提供し、事業所間で情報を共有や、より質の高いサービスを提供するための研鑽の場となるよう、情報共有が活発に行われるよう、努めました。
1-(2)-9	サービス事業所に対する第三者評価	利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業所に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。 そこで、東京都と協力し、適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等を行い、サービス事業所が第三者評価の制度を積極的に活用できるよう支援します。	障害福祉課	「○」	イベント等の事業者が一堂に会する機会を提供するとともに、メール等の電子媒体を活用するなど、事業所が第三者評価の制度を積極的に活用できるよう周知に努めました。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	障害福祉課	「○」	地域自立支援協議会、相談支援部会及び計画策定部会において、培ったネットワークを活用して、関係機関が連携しながら支援を実施しました。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	子育て支援課	「△」	地域自立支援協議会には属していないが、各手当てや制度の申請・届出、またひとり親家庭の相談などを通じて庁内ネットワークを利用して、関係部署と連携した支援を実施しています。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	協働コミュニティ課	「○」	当課で主催している配偶者暴力被害者支援担当者連絡会の構成員として障害福祉課からも参加してもらい、連携できる体制づくりを行っている。個別ケースでも連携をとりながら支援を行っている。
1-(2)-10	地域自立支援協議会等のネットワークを活用した支援機関相互の連携の推進	様々な障害者支援機関が、地域自立支援協議会等のネットワークを活用しながら、一人ひとりの各ライフステージにおける課題等を共有することにより、総合的な支援を進めていきます。	学務課(教育指導課)	「○」	個別的教育支援計画や個別指導計画を活用することにより、発達に課題のある児童・生徒等のそれぞれの課題に応じた指導目標を設定した。「就学支援シート」を用いて、発達に課題のある児童・生徒等の切れ目ない支援のために、地域自立支援協議会等の関係機関と連携した。

- 「○」 実施できた
- 「△」 一部実施できた
- 「▲」 実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」 実施できなかった
- 「―」 該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度 of 取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(2)-11	障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。	障害福祉課	「○」	令和2年度に策定した第6期西東京市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において、令和元年度に作成した調査報告書をもとに、サービスの見込み量を推計しました。
1-(2)-11	障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応	加齢によって生じるサービスのニーズに加え、障害者の高齢化、高齢者の障害化も踏まえ、将来的なサービスの利用見込み量を推計し、ハード面・ソフト面のサービス提供体制の確保に努めます。また、加齢による身体機能低下をゆるやかにするためのスポーツ機会の充実を図ります。	高齢者支援課	「○」	福祉会館、老人福祉センターにおいて、各種講座を開催したほか、フレイル予防事業、介護予防事業を実施しました。 また、高齢者がスポーツに取り組む場として、福祉会館の館庭やゲートボール場を提供し、高齢者の自発的な運動に寄与しました。更に、e-スポーツが可能な環境整備に取り組みました。
1-(2)-12	若年の身体障害者が利用できるサービス事業所の誘致	若年の身体障害者や、介護保険の第2号被保険者のニーズの把握に努め、それぞれに合致したサービスを提供するため、高齢者支援課とも連携しながら、民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を検討します。	障害福祉課	「○」	民間法人による自立訓練事業や就労継続支援事業所、就労移行支援事業所等の誘致等を行い、生活介護事業所(1か所)が市内に設立されました。
1-(2)-13	ほっとするまちネットワークシステムの充実	市内4圏域すべてに1人ずつ配置している地域福祉コーディネーター(※)を調整役として、地域福祉を推進する「ほっとするまちネットワークシステム(ほっとネット)」を発展的に充実させ、地域の方で地域の課題を解決する仕組みづくりを目指します。	地域共生課	「○」	各圏域に2名ずつ地域福祉コーディネーターを配置し、地域課題解決に向け対応しました。また、重層的支援体制事業を行いました。
1-(2)-14	地域で活動している組織や団体への支援の充実	協働のまちづくりをより一層推進するために、NPO等市民活動団体向けの講座の開催や、NPO市民フェスティバルや「ゆめこらぼ通信」、ゆめこらぼホームページなどの様々な手法を使ったNPO等市民活動団体の活動のPRを行い、地域活動やまちづくりを担うNPO等市民活動団体などが自立した活動を行えるよう支援・育成に取り組めます。	協働コミュニティ課	「○」	○市民協働推進センターゆめこらぼ ・NPO市民フェスティバルの開催…商業施設でのパネル展と合わせ、MUFGパークでイベントを実施。 ・ゆめこらぼ通信の発行(4回)…市民活動団体等の活動の状況を紹介。 ・イベント情報や地域活動支援に資する情報等の発行(12回)…市内団体が開催するイベント一覧を作成しました。 ・ゆめこらぼホームページ…SNSと連動させながら、団体の情報等を広く発信。
1-(2)-15	地域資源の活用	障害のある人の地域生活における課題の把握に努め、地域資源を活用しながら、解決に向けた取組を推進します。また、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など幅広い公共施設の活用を視野に入れ、関係部局との連携・調整を図りながら、地域資源活用の拡大を図ります。更に、東京都が運営する福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」の広報活動に努め、地域の福祉人材の確保を図ります。	障害福祉課	「○」	民間事業所のサービス提供体制の向上と事業所間での情報共有を図るため、イベント等の事業者が一堂に会する機会を活用し、事業所間の円滑な情報共有や活発な意見交換を推進することで、地域資源活用の拡大を図りました。
1-(2)-16	ヘルプカードの活用	援助を必要とする人が携帯し、いざという時に必要な支援や配慮を周囲の人にお願いするためのカードである「ヘルプカード」の配付を実施します。また、障害者サポーター養成講座の開催に加え、市内の団体、学校等への普及・啓発活動を進めるとともに、障害のある人をサポートする体制の検討を行います。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害者サポーター養成講座を実施するとともに、市内中学校においても講座を実施しました。

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。 また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。 子育て関係機関向けに公開講座を実施したり、園訪問等で園職員の相談に対応したりすることで、園での気づきや対応力を促すための支援を行った。	健康課	「○」	児童発達支援センターひいらぎは、関係機関との連携会議を実施し、顔の見える関係となり、各機関における、「発達支援にかかわる取組の現状」を共有しました。 引き続き、関係機関向けに公開講座や療育公開を実施し、要請に応じて園に出向き、園職員の相談に対応することで、園での気づきや対応力を促すための支援を行いました。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。 また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	障害福祉課	「○」	児童発達支援センターひいらぎが開催するステップアップミーティングに参加し、障害児通所支援事業所、保育園・幼稚園及び庁内の健康福祉関係部署・教育関係部署と意見交換等を行い、連携強化を図りました。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。 また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	幼児教育・保育課	「○」	療育病院の心理士による障害者巡回相談を実施し、支援を行うとともに関係機関と連携に努めた。
1-(3)-1	早期発見・早期療育体制の充実	障害の発見からその後の支援機関へ継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課(母子保健担当、「こどもの発達センター・ひいらぎ」、保育園・幼稚園、教育支援課等関係機関の連携を、仕組みとして強化していきます。 また、児童発達支援センター(※)機能の導入に向けた検討のほか、早期発見・早期療育の充実に努めます。	教育支援課	「○」	こどもの発達センター・ひいらぎの5歳児フォローグループの保護者会で、小学校での支援や入学後にできる支援等について具体的に説明し、切れ目のない支援の提供を目指しました。 市立保育園への派遣では主に保育士の先生方からの相談に応じ、支援が必要な場合は、教育相談センターでの相談を勧めました。
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修もを行います。 このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。	障害福祉課	「○」	令和5年度にペアレントメンター事業を3回実施しました。少人数での実施で、ペアレントメンターが家族からの話をじっくりと話を聞くことができました。また、月1回ピアカウンセリング(先輩ママとお話する会)を継続して実施しました。
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修もを行います。 このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。	健康課	「○」	引き続き発達支援係では、相談や専門療育、児童発達支援の場面において保護者に障害理解の促しやメンタルケア、また、必要に応じて専門機関につなぐなど家族支援を行いました。 市民向けに、専門職や有識者等による講座を実施し、支援のノウハウや障害理解を促す取組を行いました。 ペアレントメンターによる講座を高・低学年で2回に分けて、また、ペアレントトレーニング
1-(3)-2	障害のある子どもを持つ保護者への支援	障害のある子どもを持つ保護者に向けた障害理解の推進や、メンタルケアなどの家族支援を行います。また、保護者から受けた相談については、課題に応じて適切な専門機関等へつなぐとともに、関係機関が理解を深めるための研修もを行います。 このほか、「こどもの発達センター・ひいらぎ」に通所する人を対象とした、ペアレントトレーニングの講座の開催や、ペア・ピアカウンセリング、ペアレントメンター等の取組を引き続き行います。	教育支援課	「○」	教育相談センターでは、障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行いました。

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(3)-3	要支援児童等への連携強化	障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関(部署)が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。	子ども家庭支援センター	「○」	要支援児童等への関係機関との情報共有と役割分担の明確化のため、要保護児童対策地域協議会ケース検討会議を79回実施しました。 要保護児童対策地域協議会の一環として市内の幼稚園、保育園等175ヶ所を巡回訪問し、気になるケースの情報共有と支援が必要な場合は適切なサービスに繋がられるよう対応しました。
1-(3)-3	要支援児童等への連携強化	障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関(部署)が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。	健康課	「○」	引き続き、児童発達支援センターひいらぎでは、療育上の支援が必要な児童に対し、幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター、教育関係部署等、関係機関と連携して対応に努めました。 児童の状況により、児童発達支援事業での緊急的な受け入れ、保護者支援、園への直接・間接支援等を行い、適切な支援の提供に努めました。
1-(3)-3	要支援児童等への連携強化	障害のある、なしに関わらず療育上の支援が必要な児童に対し、関係機関(部署)が連携し、早期の相談や適切なサービスが提供できるよう、連携強化に取り組みます。	幼児教育・保育課	「○」	支援を要する子どもに対し、こどもの発達支援センター等と連携し、相談業務や生活指導の支援を行い、保育士の理解向上にも努めた。
1-(3)-4	療育・教育相談事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に課題のある就学前の子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行うとともに、複数の発達支援コーディネーターを配置しています。 「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行っています。	健康課	「○」	児童発達支援センターひいらぎでは、令和5年度中に370件の新規相談に応じました。継続相談の場ともいえるフォローグループは、のべ432件の利用がありました。
1-(3)-4	療育・教育相談事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、成長や発達に課題のある就学前の子どもについて、通所や外来による療育のほか、電話・来所・巡回等、多様な形態での相談を行うとともに、複数の発達支援コーディネーターを配置しています。 「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、引き続き子どもや保護者のカウンセリングを行っています。	教育支援課	「○」	教育相談センターにおいて、就学前から高校生年齢までの子どもやその保護者に対して、カウンセリングや心理療法を行うことができることを、パンフレットや市報で周知しました。
1-(3)-5	幼稚園・保育園の入園に対する支援	「こどもの発達センター・ひいらぎ」を利用する児童の保護者に対し、個別面談等の機会に幼稚園、保育園入園に関する相談や情報提供を行っています。また、「ひいらぎ」では独自の支援として、幼稚園、保育園への訪問を積極的に行い、施設での療育指導等にも努めています。	健康課	「○」	園からの要請による巡回訪問は92件行いました。 特に園での適応に困難な状況がある、また、医療的なケアの必要があるなどの児童の支援として、保育所等訪問支援事業を実施しました。
1-(3)-6	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。	教育支援課	「○」	ことばの発達に心配のある子どもと保護者に対して言語訓練・相談を行いました。原因を見極め適切な支援を受けられるよう指導・助言等を行いました。

- 「○」 実施できた
- 「△」 一部実施できた
- 「▲」 実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」 実施できなかった
- 「―」 該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(3)-6	ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	ことばの発達やことばの発音の不明瞭さに心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。	健康課	「○」	令和5年度の新規のことばの相談は287人、他、言語検査・指導の継続利用は759人でした。
1-(3)-7	中等度難聴児発達支援事業の実施	身体障害者手帳(※)の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施していきます。	障害福祉課	「○」	中等度難聴児発達支援事業を引き続き実施しました。
1-(3)-8	こどもの発達センター・ひいらぎ事業の推進	「こどもの発達センター・ひいらぎ」では、児童福祉法に基づく児童発達支援事業のほか、独自の療育事業や外来療育等を実施しています(1-(3)-4再掲)。また、医療的にケアが必要な児童の療育を実施しています。	健康課	「○」	令和5年度、児童発達支援センターひいらぎは児童発達支援事業の定員総数はそのまま、幼稚園や保育園と並行的に利用をする児童の定員を増やし、園との連携を広げました。また、今年度、医療的ケアが必要な児童を個別療育及び保育所等訪問支援事業で受け入れ、ひいらぎコーディネーターや専門職、また保育園、病院等で連携をして支援を行いました。
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級(※)と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育企画課	「○」	特性に応じた教育を実現するため、特別な指導が必要な障害のある児童・生徒の教育環境を整備しています。
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級(※)と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	学務課	「―」	特になし
1-(3)-9	特別支援学級の整備	これまで、障害のある児童・生徒数の増加に伴い、通級指導学級(※)と特別支援学級の新たな開設を行ってきました。対象となる児童・生徒数の状況を踏まえ、特性に応じた教育を実現する特別支援学級のあり方について整理し、市内でのバランスなどを総合的に配慮しつつ、学級開設整備の検討を行った結果、ひばりが丘中学校の新校舎に特別支援学級を新設する予定です。また、関係各課と連携し、子どもの人数や実態に応じた教育内容を支える施設・設備の充実を図ります。	教育指導課	「○」	令和4年度に新規開設されたひばりが丘中学校を初め、市内の特別支援学級での障害のある児童・生徒の指導や学級運営が円滑に行われるよう関係各課と連携し、施設・設備の充実を図った。
1-(3)-10	特性に応じた教育課程と教育内容の充実	特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級における指導内容の充実に資する指導・助言及び教員研修を実施します。	教育指導課	「○」	授業研究に係る内容の研修会を特別支援学級、特別支援教室、言語通級指導学級それぞれで複数回ずつ開催し、指導内容の具体的なケースを挙げる等しながら、実践的な知識や技能の向上に向けた取組みを行った。また、個別のケースについて特別支援学級等から相談があった場合には、指導助言を行い、教育内容の充実にに向けた取組みを行った。

- 「○」 実施できた
- 「△」 一部実施できた
- 「▲」 実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」 実施できなかった
- 「―」 該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。 就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。 更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。	教育支援課	「○」	保護者や子どもたちが安心して相談できる場所として、教育相談センターにおいて、臨床心理士による教育相談を実施しました。 また、保育園や学校に臨床心理士を派遣し、保育士や教員が幼児児童生徒や保護者との関わり方等について助言しました。市立小中学校にはスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が相談しやすい体制を整えています
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。 就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。 更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。	教育指導課	「○」	教育支援コーディネーター連絡会を実施し、校内委員会の充実や教育支援システムの活用について研修を行った。また、保護者の面談に教育支援アドバイザーが同席し、専門的な見地から就学先や教育支援について助言を行った。
1-(3)-11	子どもや保護者にとって、身近で安心できる相談体制	心身の発達や親子関係の悩みなどの相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行い、子どもの健やかな成長を支援します。 また、市立小中学校においても、教育支援コーディネーター研修の実施や、専門家派遣等を通じて教育相談体制の充実を図ります。 就学相談においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズをとらえ、適切な就学先や教育支援について、子どもや保護者との丁寧な相談を進めます。 更に、障害福祉課との連携により、学齢期から成人にいたるまでの継続した支援体制を整えていきます。	学務課	「○」	子どもの課題の背景や保護者の気持ちを的確に把握しながら、専門的な知識を有する相談員等により丁寧な就学相談を実施しました。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立てます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	教育支援課	「○」	こどもの発達センター・ひいらぎの5歳児フォローグループの保護者会で、小学校での支援や入学後にできる支援等について具体的に説明し、切れ目のない支援の提供を目指しました。 市立保育園へ年3回程度、臨床心理士を派遣し、行動観察の上、保育士の先生方や、保護者に対して、子どもの理解や関わり方についてなどの助言を行いました。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立てます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	学務課	「○」	こどもの発達センターひいらぎの保護者会に就学相談等について説明を行いました。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立てます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	教育指導課	「○」	幼稚園・保育園・児童発達支援センターひいらぎを通して就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについて保護者に積極的に活用してもらえるよう、周知を行った。ひいらぎでは特別支援学級見学会も開催し、小学校入学前の支援の継続に向けて連携を進めた。就学支援シートにより、学校入学後の支援が円滑に進むよう取り組んだ。

- 「○」 実施できた
- 「△」 一部実施できた
- 「▲」 実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」 実施できなかった
- 「―」 該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立てます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	健康課	「○」	引き続き、児童発達支援センターひいらぎでは、保護者支援として、利用児童の保護者を対象に学務課の協力による就学相談説明会を実施しました。また、特別支援学級の説明会を各学校の協力を得て実施しました。特別支援教室は改編があり、教育指導課実施の説明会に促すことができました。年長児童の多くが、就学支援シートを活用し、学校教育へつなげることができました。児童発達支援利用児童だけでなく、個別療育利用児童も就学支援シートを活用し、学校教育へつなげることができました。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立てます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	幼児教育・保育課	「○」	就学支援シートについては、関係課と連携し、市内幼稚園・保育園に配布に対する理解と協力を求めた。市内の幼稚園では指導要録の提供を行い、保育園では保育要録の提供を行ったほか、小学校との情報交換等を行った。教育支援課と連携し、保護者に対して、就学相談に係る資料作成や情報提供を行い、進路選択に役立ててもらおうことができた。
1-(3)-12	学校入学前後の支援の継続に関する取組の充実	すべての未就学児に就学支援シートを配付し、個別の支援を要する子どもについては、保護者に積極的な活用をしてもらえるよう周知していきます。就学相談説明会や特別支援学級等の見学会も開催し、保護者の進路選択に生かす取組を行います。また、教育支援ツールに組み込むことにより、小学校入学後の教育支援や学校と家庭の連携等に役立てます。関係各課との連携強化・情報共有を行い、学校入学前後の支援の継続を円滑に進めます。更に、保育園へ専門家を派遣することにより、早期対応や支援の継続を図ります。	児童青少年課	「○」	学童入会申請に基づき、保育園・幼稚園での普段の生活の様子を見学させてもらい保育士から話しを聞いたり、障害による基本的な生活や身体的状況、社会性及び指導上留意すべき点を確認し、障害児アドバイザーから学童クラブでの生活が可能か意見をもらい、保育園・幼稚園から小学校生活へスムーズに移行できるよう情報を共有し連携を図っています。
1-(3)-13	介助員制度の実施	通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、移動などの際の安全を確保し、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引き続き実施します。	学務課	「○」	引き続き介助員の配置を行いました。(令和5年度実績:児童・生徒数30人、活動した介助員数32人)
1-(3)-14	障害児の放課後等の居場所の充実	事業所を運営する民間法人の誘致、既存事業所のサービス水準の向上に向け、情報提供等の支援を行います。また、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受入等、療育を必要とする児童に対する幅広い支援の充実を目指します。	障害福祉課	「○」	民間法人による事業所の誘致等を行い、児童発達支援事業所(1か所)、放課後等デイサービス事業所(2か所)が市内に設立されました。
2-(1)-1	就労援助事業の実施	「障害者就労支援センター「一歩」において、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。また、障害福祉サービス事業所を対象とした事業所連絡会の開催や、地域の関係機関との連携を推進し、地域全体での就労支援ネットワーク構築を目指します。今後も事業所連絡会の実施等により、各事業所の現状把握に努めた上で、地域全体での支援体制や連携体制の在り方の検討を継続します。また、引き続き、事業所の誘致に取り組めます。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害者就労支援センター「一歩」にコーディネーターを配置し、必要な支援を行いました。障害者就労支援セミナーを開催し、関係機関とのネットワーク構築に努めました。
2-(1)-2	就労機会の拡大	特別支援学校や公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、障害のある人が身近な地域において安心して働きつけられるよう、障害者雇用に努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO法人、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害者就労支援センターの職員が特別支援学校運営会議及びハローワーク連絡会議に参加するとともに、障害者就労支援セミナーを開催し、ハローワーク職員を講師として招き情報交換等を行い、雇用促進を図りました。また、市内の特例子会社と締結した協定に基づき、障害者就労支援セミナーや障害福祉事業所の製品の販売会を行いました。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
2-(1)-3	市内事業者への広報・啓発及び情報提供の充実	障害者雇用にかかわる市内事業所に対して、トライアル雇用や職場適応援助者(ジョブコーチ)の活用、各種助成金など、各種就業支援策についての案内を、公共職業安定所や就労支援センターと連携しながら適切に行っていきます。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害者就労支援センターで、トライアル雇用やジョブコーチ等を活用して支援を実施しました。
2-(1)-4	市における雇用拡大	市は雇用者として障害者雇用を進める立場でもあることから、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率のさらなる向上を目指します。	職員課	「△」	障害者枠での職員募集を実施しました。
2-(1)-5	障害特性に合わせた雇用の場の開拓の検討	障害の特性に合わせた多様な雇用パターンへの拡大に向け、市内の障害者雇用企業・事業所の調査を行います。また、職場開拓等により、障害の特性に合わせて生涯にわたって職業にチャレンジできる環境づくりを進めます。	障害福祉課	「○」	個別に市内の事業所を訪問し、ヒアリングを実施するとともに就労支援セミナーの参加事業者に対してもアンケート等を行いました。 地域開拓コーディネーターによる職場開拓を実施しました。
2-(1)-6	授産製品の販路拡大	障害福祉サービス事業所等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの参画機会の拡大、充実に努めます。また、販路拡大に有効な方策について、関係各所と情報交換、連携するなど検討を進めます。	障害福祉課	「○」	障害者週間イベントとしてアスタを会場に、障害者団体・事業所の紹介、販売会を実施しました。
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入(調達)の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入を実施しました。また、市が締結する契約においては障害福祉サービス事業所との随意契約を認めています。
2-(1)-7	障害者施設等への優先購入(調達)の推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。	契約課	「○」	当該事業所等との随意契約を認めています。
2-(1)-8	就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めていきます。	障害福祉課	「○」	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めました。

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
2-(1)-8	就労訓練の実施	市では、就労訓練の一環として市役所内を訓練やインターンシップの場として提供しています。今後も引き続き受入部署、受入人数等の拡大に努めていきます。	職員課	「×」	大学と連携したインターンシップの受入は行っていますが、障害のある方の応募はありませんでした。
2-(1)-9	就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致	現在、市内には就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所が不足しているため、事業所の新規参入、既存の事業所の状況把握を行うとともに、情報提供等の支援を積極的に行い民間法人の誘致を進めます。	障害福祉課	「△」	事業所の新規参入、既存事業所の状況把握に努め、民間法人の誘致を進めました。
2-(1)-10	市内の就労系障害福祉サービス事業所での工賃水準の向上	市内にある就労継続支援B型事業所等の就労系障害福祉サービス事業所における工賃の向上を図るため、事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進に向けた支援を行います。	障害福祉課	「△」	市内市内にある就労継続支援B型事業所等へ共同受注に関する意向調査を行いました。東京都の共同受注窓口(セルフセンター)に登録をし、情報収集を行いました。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	社会教育課	「○」	関係各課において、「生涯学習推進指針」に基づき、生涯学習に係わる事業を実施しました。また、地域生涯学習事業を地域団体に委託し、障害のある方々を含め、生涯学習の機会を提供しました。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	高齢者支援課	「○」	生きがい推進事業においては、福祉会館、老人福祉センターで、各種講座を開催しました。また、福祉会館、老人福祉センターは、高齢者クラブやサークル活動の場としての利用していただいている。近年の団体の増加に対応するなど、高齢者の生きがい活動の推進に寄与しました。

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	公民館	「○」	・「人形劇フェスタ in 西東京」「子ども体験講座 折り紙で立体作りに挑戦」「親子で楽しむ講座 セミの羽化観察会」「中学生・高校生対象講座 K-POPを踊ろう！」「あつまれ！みんなのけいおん講座」「乳幼児をもつ母親のための講座」「思春期の子どもに向き合うための講座」「ライフデザイン講座」「高齢者対象講座」など、幼児から高齢者までを対象に、ライフステージに応じた課題や関心等を取り上げた多様な講座を実施しました。 ・障害のある人の社会参加を支援する障害者学級、子育て中の外国人女性を対象とした日本語講座、多文化共生講座、不登校を取り上げた当事者も参加できる講座等、社会的に孤立しがちな人を対象とした講座を実施しました。 ・令和4年度に引き続き、就労世代を対象とした講座や不登校を取り上げた事業等をオンライン参加も可能なハイブリッド型で実施しました。参加しやすい環境を整えた結果、当該事業では多数の就労世代や不登校当事者の参加がありました。 ・公民館登録団体一覧や「サークル紹介ファイル」を活用して、各種サークルや団体の紹介を行いました。また、サークル・団体の活動を紹介する機会として、各館でサークル見学体験やサークルとの共催事業等を実施しました。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	文化振興課	「○」	障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に親しむとともに、共生社会の実現に向けた取組として、パラアート制作ワークショップ、パラアート展覧会・表彰式を実施しました。パラアート制作ワークショップでは、圏域内に在住・在学の中学生・高校生で障害のある方8名が参加しました。合作の作品を制作等することで、受講生同士の交流を生むことができました。また、展覧会では、ワークショップで制作した作品に加え、圏域内に在住・在勤・在学の障害のある方から絵画作品を募集し、展覧会を行いました。展覧会は圏域5市を順番に回って開催することで、470名以上の方が来場しました。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	図書館	「○」	8月に2回、マルチメディアデザイナーリーディングトラックの普及促進のイベントを実施しました。イベントでは、実際にノートパソコンでのマルチメディアデザイナーの操作体験やリーディングトラック作りの体験をしてもらい、12名の参加がありました。
2-(2)-1	生涯学習の推進	障害のある、なしに関わらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を「生涯学習推進指針」に基づき推進します。 老人福祉センターと福祉会館で実施している各種講座やサークル活動の参加を通じて、地域で生きがいづくりや健康づくりができるような生きがい推進事業を引き続き実施していきます。 公民館・図書館では、年間を通じて様々なテーマを扱った講座や講演会を主催しており、今後も継続的に開催していきます。また、各公民館では「公民館登録団体一覧」を作成し、各種サークルや団体のご案内も行っていきます。	関係各課 (文化振興課)	「○」	障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に親しむとともに、共生社会の実現に向けた取組として、パラアート制作ワークショップ、パラアート展覧会・表彰式を実施しました。パラアート制作ワークショップでは、圏域内に在住・在学の中学生・高校生で障害のある方8名が参加しました。合作の作品を制作等することで、受講生同士の交流を生むことができました。また、展覧会では、ワークショップで制作した作品に加え、圏域内に在住・在勤・在学の障害のある方から絵画作品を募集し、展覧会を行いました。展覧会は圏域5市を順番に回って開催することで、470名以上の方が来場しました。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
2-(2)-2	障害のある人のスポーツ機会の充実	障害のある人のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおける障害者スポーツの取組を推進するとともに、スポーツボランティアや障害者スポーツを支える人材の発掘・育成などに取り組んでいきます。	スポーツ振興課	「○」	・年齢や障害の有無に関わらず利用できるスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いする「スポーツ相談窓口」について、関係各課及び外部関係機関との情報交換等を行い、窓口の活性化を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症が5類になり、感染拡大防止対策が緩和され、感染拡大前の事業並みに取り組むことができた。 以下の各事業を通じて、障害者の社会参加を促進するとともに、市民の意識啓発、ボランティア等に人材育成につなげることができた。 ①障害者向けのスポーツ教室の実施(総合型地域スポーツクラブ) ②ボッチャやユニカール、モルック等が体験できる「ニュースポーツ体験会」の実施(指定管理者、スポーツ推進委員) ③障害の有無に関わらず誰でも参加できる散歩事業やニュースポーツ事業の実施(市、総合型地域スポーツクラブ)
2-(2)-3	障害者スポーツ支援事業の実施	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成に努めるとともに、障害者スポーツ支援事業の内容の充実を図ります。また、オリンピック・パラリンピック開催後も、継続した取組が進められるよう、障害のある人のスポーツの機会の充実に向けた検討を図っていきます。	障害福祉課	「○」	西東京市スポーツセンターにおいて、かわうそ水泳教室(障害者水泳教室)を年10回、スポーツ支援事業を年12回開催しました。ひばり中学校にて夏季水泳教室を開催。コールド田無にてバラスポーツ交流事業を開催しました。
2-(2)-4	図書館におけるハンディキャップ・サービスの充実	引き続き市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本やLLブック(※)の貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配協力員による宅配サービスの拡充と、マルチメディアデジターの提供に取り組んでいきます。	図書館	「○」	①コロナ禍において音訳者への感染防止のため市報等の「声の広報」を簡略版で提供していましたが、新型コロナウイルスが5類に移行したことにより、全文での音訳提供を再開しました。 ②令和4年度に引き続き小・中学校での出前授業でマルチメディアデジターの紹介を行い、普及に取り組みました。 ③宅配協力員と協力して、宅配サービスの取組を行い、令和5年度は6館全館での宅配サービスの登録があり、実施回数は増加しました。
2-(2)-5	公民館における障害者学級の実施	障害のある人が地域社会を構成する一員としての自覚を培うことを目的とし、数々の体験活動を行います。地域住民との交流、連携を図る知的障害者を対象とした障害者学級(くるみ学級、あめんぼ青年教室)を実施します。すべての人が地域で学び合うことの大切さを実感し、より豊かな生活が送れるように学習機会を提供します。	公民館	「○」	障害のある人の社会参加のひとつの場として、柳沢公民館と田無公民館で、仲間と一緒に美術や音楽、運動等の活動を行う障害者学級「くるみ学級」を39回、「あめんぼ青年教室」を31回実施しました。
2-(2)-6	ゲストティーチャーや講師としての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	障害福祉課	「○」	市民対象の障害者サポーター養成講座及び市職員対象の障害者差別解消法職員研修において、障害のある人に講師となって日常生活での体験談を語っていただいた。

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
2-(2)-6	ゲストティーチャーや講師としての活用	ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。	社会教育課	「△」	市民の生涯学習を支援するため、障害のある、なしに関わらず、知識や技術等をお持ちの方の情報をホームページなどを活用して提供に努めました。
3-(1)-1	市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、市民まつり等の各種行事を活用した継続的な広報・啓発活動を進めるほか、障害者週間(12月3日～9日)や「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用して行う、講演会や授産品の販売会等を通して、市民の理解の促進を図っていきます。	障害福祉課	「○」	障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売を実施しました。
3-(1)-2	障害についての理解を図る教育の推進	障害や障害のある人への理解の推進のためには、子どものころから障害や障害のある人について理解を深め、正しい知識をもつことが大切です。今後も引き続き、市立学校において、「総合的な学習の時間」等を活用することにより、福祉に関する課題を設定し、障害についての理解促進を図っていきます。その際、市内の関係機関等と連携して指導内容の充実を図っていきます。	教育指導課	「○」	総合的な学習の時間を中心に障害者理解について学習した。
3-(1)-3	障害者団体の交流機会の活用	障害者団体が相互に交流する機会の充実を図り、それぞれの障害について理解を深めるとともに、様々な障害を越えた相互のつながりの強化に努めます。	障害福祉課	「○」	障害者週間にアスタセンターコートを利用した事業所・団体の紹介・製作品の販売会を行いました。
3-(1)-4	障害者総合支援センターと地域の交流促進	障害のある人の地域生活支援の拠点である「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」において、利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。 ※令和元年10月12日(土)台風19号の接近のため中止 令和2年度以降はコロナ禍のため中止	障害福祉課	「△」	令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを受け、令和2年度以降コロナ禍によって開催することができなかった「フレンドリーまつり」を復活させるべく検討を重ねましたが、5類移行直後ということもあり、開催に至るまでの気運を醸成することができず、最終的に中止という判断をせざるをえませんでした。

- 「○」 実施できた
- 「△」 一部実施できた
- 「▲」 実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」 実施できなかった
- 「―」 該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(1)-5	公民館事業を活用した障害者との交流の推進	柳沢公民館や田無公民館で実施している知的障害者を対象とした障害者学級(くろみ学級、あめんぼ青年教室)を通して、障害のある人と市民との相互交流を深めます。また、障害の有無に関わらず、共に学ぶ事業を開催し、市民の障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、交流を推進していきます。	公民館	「○」	・柳沢公民館主催「くろみ学級」は、「ヤギフェスvol.12 柳沢みんなの文化祭」にステージ発表で参加し、手話歌やダンス等を披露しました。市民にくろみ学級を知ってもらう機会になっただけでなく、一緒に歌うなど対面で交流する機会になりました。また、通常活動の中でも公民館で活動する三線やフルートのサークルと交流する機会を持ちました。 ・田無公民館主催「あめんぼ青年教室」は、SDGsロビーフェスタ田無、田無公民館ロビーまつりに参加して中国体操や手話歌等の発表を行いました。また、通常活動の中で、田無公民館で活動するマジックやウクレレのサークルと交流する機会を持ちました。 ・柳沢公民館では、令和4年度に引き続き、障害の有無を問わず幅広い年代の市民がともに楽しみながら交流する「イスに座って! やぎさわディスコ」を4回実施しました。 ・谷戸公民館では、令和4年度に引き続き、障害のある人、ない人が一緒に活動し交流することを目的とした「インクルーシブな社会をめざす講座 みんなでつくるポッチャ大会～ポッチャでなかまづくり～」を実施。過去の講座参加者等の市民が実行委員会を組織して、ポッチャ大会を企画し、開催しました。親子を対象とした「インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座 みんなで楽しくアート!」も実施しました。 ・保谷駅前公民館では、警女唄を聞く「地域講座 警女唄が聞こえる」を実施しました。
3-(1)-6	障害者虐待防止センター機能の充実	平成24年10月に施行された障害者虐待防止法により、区市町村は、障害者虐待防止センターとしての機能を果たすこととされており、養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出の受理等の業務を行うこととなりました。本市も障害者虐待防止センターの窓口を設置し、虐待の通報・届出に対する迅速・適切な対応や虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待防止に関する普及・啓発を継続していきます。	障害福祉課	「○」	虐待の通報・届出については、適切に対応し、必要に応じて関係機関と連携したケース対応を行いました。地域生活支援拠点等の整備による緊急時の受入れについても可能な範囲で活用しています。また、虐待防止月間に合わせ市報にて相談先の周知を行った他、障害者週間に合わせて、普及啓発グッズを配布しました。
3-(1)-7	権利擁護センター・あんしん西東京との連携	成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。	障害福祉課	「○」	成年後見制度の利用が必要なケースについては、「権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し対応を行っています。
3-(1)-7	権利擁護センター・あんしん西東京との連携	成年後見制度の利用が必要な場合等、権利擁護に関する支援が必要な事例については、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携し、相談にあたります。	地域共生課	「○」	定例的な権利擁護センター・あんしん西東京との打合せを通じて、事例の共有、連携を図っています。権利擁護センターでは、1,445件の成年後見制度に関する相談を受け、申立ての手续支援を行いました。
3-(1)-8	成年後見制度の適正な利用促進	知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の人事の育成及び活用を図るための研修を行います。加えて、制度のより一層の活用支援に向け、制度や相談機関(あんしん西東京)の周知活動等に引き続き取り組み、担い手の育成を進めます。	障害福祉課	「○」	成年後見制度の利用が必要なケースについては「あんしん西東京」や地域共生課等と連携し、必要に応じて制度の説明等の対応を行っています。

- 「○」 実施できた
「△」 一部実施できた
「▲」 実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」 実施できなかった
「―」 該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(1)-8	成年後見制度の適正な利用促進	知的障害者または精神障害者等による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」と連携しながら、後見人の人事の育成及び活用を図るための研修を行います。加えて、制度のより一層の活用支援に向け、制度や相談機関(あんしん西東京)の周知活動等に引き続き取り組み、担い手の育成を進めます。	地域共生課	「○」	成年後見制度を利用する者のうち、市長申立の者のうち必要なものには、後見業務の報酬の助成を行っている。また、広報活動として、市民向け講習会やあんしん西東京事業出前講座を実施しました。親族・専門職以外の後見業務の担い手である社会貢献型貢献人に対して、定期支援として、市民後見人報告会や親族後見人のつどいを開催しています。
3-(1)-9	地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている認知症の高齢者や知的障害・精神障害のある人などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。今後も同事業の普及と活用の支援に努めます。	地域共生課	「○」	2,864件の日常生活自立支援事業の相談に対応したほか、31件の制度利用の新規契約を行い、年度末現在で109人の方の支援を行っています。また、法律関係の専門相談を23日開催し、37件の相談を受けました。
3-(1)-10	ボランティア活動の機会の活用	障害のある人の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民のボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくります。	地域共生課	「○」	社会福祉協議会が実施しているボランティアセンター業務に対して、運営費の補助を行っていました。
3-(1)-11	障害のある人をサポートする仕組みの検討	障害のある人等の「ちょっとした手助けが必要な人」が周囲に支援を求めるための手段である「ヘルプカード」の配布とともに、「ちょっと手助けしたい人」が障害のある人をサポートするための「サポーター養成講座」の中級編の試行実施後の検討等を踏まえ、中級編の本格実施をはじめ、普及に向けた取組を通して、障害や障害のある人に対する理解を促進し、地域における支援の幅を広げます。	障害福祉課	「○」	令和5年度には市民向けにサポーター養成講座初級編を6回、中級編を3回実施しました。
3-(1)-12	ボランティアの育成支援	障害のある人を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあることから、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援します。	地域共生課	「○」	社会福祉協議会が実施しているボランティアセンターにおいて、各種ボランティア養成講座や学習会を開催するほか、ボランティア体験会や小学校に出張してのボランティア講座を開催するなど、ボランティアの育成に当たっています。
3-(2)-1	グループホーム等の整備	何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム等は、障害のある人の地域生活支援の社会資源として重要であり、民間法人による新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行っていきます。なお、精神障害者のグループホームについては、通過型だけでなく滞在型の充実についても検討します。	障害福祉課	「○」	令和5年度は、新たに1件のグループホームが開設しました。
3-(2)-2	人にやさしいまちづくりの推進	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。	関係各課 (都市計画課)	「○」	令和5年度は、各課の進捗状況の調査を実施し、各課において、施策の実現に向けて取り組んでいることを確認しました。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(2)-3	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことにより、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課 (総務課)	「○」	・令和5年度の取組状況 ①田無庁舎、田無第二庁舎、防災・保谷保健福祉総合センター・保谷南分庁舎・保谷東分庁舎の各階の男子トイレの個室のうち1つにサンタリーボックスを設置しました。 ②田無庁舎・田無第二庁舎のトイレで、ベビーチェアを設置している個室のドアに、設置していることがわかるように表示しました。 ・課題 ①現存している和式便器の洋式化・バリアフリー化への改修については、西東京市公共施設等トイレ整備方針に基づき順次行います。 ②担当する庁舎及び敷地のバリアフリー化やユニバーサルデザインは、西東京市公共施設等総合管理計画における方針に基づき進めていきます。
3-(2)-3	公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことにより、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	関係各課 (文化振興課)	「○」	保谷こもれびホールにおいて、和式便器の洋式化や手摺り、ベビーチェア、オストメイトの設置をし、バリアフリー化を行った。
3-(2)-4	歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路課	「○」	向台町三丁目地内にて市道118号線の道路整備を行い、歩車分離をすることで安全な歩行者環境を整備しました。
3-(2)-5	障害者専用駐車スペースの確保	公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用駐車スペースを確保するよう助言等を行っていきます。	関係各課 (文化振興課)	「○」	保谷こもれびホール及びコール田無においては、障害者専用駐車スペースを確保し、障害のある方が利用しやすいように運用している。
3-(2)-6	学校施設のバリアフリー化の推進	各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。中原小学校建替工事では、だれでもトイレ、身体障害者用駐車場、スロープ等の設置を進めています。その他、3校で、だれでもトイレ等の設置を進めています。	教育企画課	「○」	一部の市立小・中学校において、体育館トイレの洋式便器取替のほか、階段手すりの設置や段差解消を実施しています。
3-(2)-7	市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	市内各5駅において、放置自転車整理指導員を配置し、違法駐車を含め点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促します。また、市営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導します。	交通課	「○」	市内各5駅周辺に対し、放置自転車整理指導員を配置し、歩道上等の放置自転車の撤去・指導を行うとともに、点字ブロックの上に置いた自転車利用者に対しても注意を促し、歩行しやすい環境確保に努めました。 また、市営駐車場においては誘導員を配置し、障害のない利用者が障害者専用駐車スペースに駐車しないよう誘導する取り組み等を行いました。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(2)-8	助成制度の活用によるバリアフリーの誘導	一定の要件を満たす小規模な店舗等におけるバリアフリー改修工事について、その費用の一部を助成することにより、バリアフリー化を支援します。	都市計画課	「×」	令和5年度は、申請がありませんでした。制度の内容を見直し、支援メニューの追加を行いました。令和6年度から運用を開始します。
3-(2)-9	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	交通課	「○」	新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、コミュニティバスの乗降調査や公共交通に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、地域に適した交通体系の検討を行いました。
3-(2)-9	誰もが利用しやすい交通体系の整備・充実に向けた検討	公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害者や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	関係各課 (交通課)	「○」	新型コロナウイルス感染症の影響を注視しつつ、コミュニティバスの乗降調査や公共交通に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、地域に適した交通体系の検討を行いました。
3-(2)-10	移送サービスの推進	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスを実施しています。今後も、サービスの利用状況・利用者ニーズ等を把握しながら、より利用ニーズに対応したサービスの提供を図っていきます。	障害福祉課	「○」	2団体による福祉有償運送を継続して推進しました。令和5年度においては、有償ボランティア輸送運営協議会において登録の更新協議等を行いました。
3-(2)-11	自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。 また、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。	障害福祉課	「○」	引き続き実施しています。市報等により制度の周知を図り、対象者への助成を行っています。
3-(2)-12	自動車燃料費の助成・タクシー利用券の交付	在宅心身障害者またはその家族が所有・運転する自動車等の燃料費の一部助成又はタクシー利用券の交付(申請者が選択)を行っています。	障害福祉課	「○」	引き続き実施しています。市報等により制度の周知を図り、対象者への助成を行っています。
3-(2)-13	身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課	「○」	引き続き、市の庁舎におけるステッカーの設置や市報等への掲載とともに、両庁舎の売店に募金箱を設置するなど、活動の周知に努めています。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(2)-14	安心安全いーなメール配信サービスの活用	利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「安心安全いーなメール配信サービス」を行います。	危機管理課	「○」	市報、HP、公式SNSに加え、市主催の行事や訓練、参加依頼のあったイベント、防災講話等で紹介のチラシを配るなどして広報を行い、利用者拡大に努めました。
3-(2)-15	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度(※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	危機管理課	「○」	個別避難計画の作成委託説明会のweb実施や、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い要支援者に対し名簿情報提供拒否届出書の提出を通知するなど、個別避難計画の作成の推進と精度の向上に努めた。
3-(2)-15	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度(※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	障害福祉課	「△」	人工呼吸器使用者の災害時支援計画等の策定を引き続き実施しました。
3-(2)-15	避難行動要支援者個別計画の作成・災害時要援護者登録制度(※)の推進	市では、避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別計画や、災害時要援護者登録制度の推進をしており、そのために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後も引き続き、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。	高齢者支援課	「△」	避難行動要支援者名簿を、災害発生時等に活用するため、地域包括支援センターと共有しています。今後も引き続き、発災時の対応等の検討を深めていきます。
3-(2)-16	防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理課	「○」	聴覚障害者団体や登録手話通訳者の会などに参加いただき、被支援者・支援者双方の対応内容について、周知することができました。
3-(2)-16	防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	障害福祉課	「△」	福祉避難施設における避難手順等の見直しを行うなど、要配慮者に対する防災行動力の向上に努めました。
3-(2)-17	社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会及び防災市民組織等で災害時応援協定の締結に向けた促進を図り、共助のまちづくりに向けて相互協力体制の構築に努めていきます。	危機管理課	「▲」	災害時個別支援計画の作成と対象者の把握に努めました。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(2)-17	社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会及び防災市民組織等で災害時応援協定の締結に向けた促進を図り、共助のまちづくりに向けて相互協力体制の構築に努めていきます。	障害福祉課	「△」	随時更新されるハザードマップの更新に伴い、障害者支援施設に対して、災害時に備えた避難計画の更新を促しました。また、昨今の社会情勢の変化により、自治会等の地域の自助組織が活動休止状態になってしまっているケースが増加しており、新たな相互協力体制の構築について検討を行いました。
3-(2)-18	緊急時の医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	危機管理課	「△」	多摩小平保健所と連携し、在宅人工呼吸器使用者の発災時の対応方法について検討を行いました。 また、今後も、このような要配慮者が避難所に安心して避難できるように、福祉機器の充実に努めていきます。
3-(2)-18	緊急時の医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	健康課	「△」	透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応について、西東京市地域防災計画や東京都作成のマニュアルを確認しました。 福祉機器については、西東京市地域防災計画において、災害時における福祉用具等の供給協力に関する協定が締結されており、福祉用具全般の資機材の供給・運搬について協力体制があることを確認しました。
3-(2)-18	緊急時の医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 また、要配慮者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討します。	障害福祉課	「△」	緊急時の医療体制について多摩小平保健所と話し合いを実施しました。
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実に検討します。	危機管理課	「△」	避難所となる各小中学校において、障害者等にも配慮した運営ができるように、アクションカードの作成に向けた検討に取り組みしました。
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実に検討します。	道路課	「○」	災害発生時の状況により危機管理課と連携し、避難経路等の確保に努めます。
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実に検討します。	健康課	「△」	緊急医療救護所開設訓練において、移動困難者の搬送等における動線も意識した物品の配置を検討しました。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(2)-19	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。また、避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。	障害福祉課	「△」	福祉避難施設のマニュアル整備の検討や訓練等を実施し、体制の充実に努めたが、今後も感染対策やニーズに応じた体制作りを検討していく必要があります。
3-(2)-20	悪質商法などの被害の防止	高齢者や障害のある方をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などによる消費者被害にあわないよう、西東京市での相談事例を市報の「消費生活 Q & A」や「消費生活相談事例集」で紹介することや、コミュニティバス(はなバス)の車内に注意喚起を掲示するなど、注意喚起・啓発に努めています。今後においても、消費生活相談員による出前講座のPRの充実など、様々な方法を用いて注意喚起・啓発を行うことで、多様な層の市民に情報が届くよう取り組んでいきます。また、障害のある方が相談しやすい環境づくりに努めます。	協働コミュニティ課	「○」	・「消費生活Q & A」を市報で2ヶ月毎に掲載 ・「消費生活相談事例集」の発行 ・コミュニティバスで車内に注意喚起ステッカーを掲示(7回) ・消費生活講座(6回)や出前講座を実施 ・注意喚起・啓発の他にも関係機関との情報交換を継続して行い、被害の未然・拡大防止に努めた。 ・障害のある方及びその周囲の方に向けての情報提供等の強化に今後も努めています。
3-(3)-1	医療的なケアを行う事業所等の誘致	医療的ケアについては、現在、市内の年中活動場所では実施している事業所が1箇所あります。加えて、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業において選定した事業者の提案を踏まえ、医療的ケア児を必要とする方を対象とした障害福祉サービス(重症心身障害者通所事業、放課後等デイサービス)の実施に向けた調整を行っていきます。今後も医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。	障害福祉課	「○」	泉小学校跡地を活用した障害福祉施設整備において、医療的ケアが必要な利用者の受入れ可能な放課後等デイサービス事業所及び生活介護事業所を整備しました。
3-(3)-1	医療的なケアを行う事業所等の誘致	医療的ケアについては、現在、市内の年中活動場所では実施している事業所が1箇所あります。加えて、泉小学校跡地を活用した障害者福祉施設整備事業において選定した事業者の提案を踏まえ、医療的ケア児を必要とする方を対象とした障害福祉サービス(重症心身障害者通所事業、放課後等デイサービス)の実施に向けた調整を行っていきます。今後も医療的ケアを実施する事業者への情報提供を積極的に行うなど、誘致に努めます。また、医療的ケアを行う事業所等が整備された場合には、医療・福祉等の連携を密にし、一人ひとりの状況に応じたよりきめ細かな支援ができるよう努めます。	健康課	「○」	児童発達支援センターひいらぎでは、医療的ケアの必要な児童の摂食指導を個別療育や保育所等訪問支援事業を活用して取り組みました。個別療育を利用している児童の連携会議に参加するなど、ひとりひとりの状況に応じたきめ細やか支援を行いました。
3-(3)-2	かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及	誰もが適切な治療が受けられるよう、日ごろから安心して相談できる、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及を図っていきます。	健康課	「○」	健康づくり推進プランの策定にあたり、市民アンケート調査の中で、かかりつけ医療機関の有無について質問を行い、実態把握に努めました。その結果を踏まえ、健康づくり推進プランにおいて、かかりつけ医療機関も持つ人を増やすことを目標に掲げ、各種事業の際には、かかりつけ医療機関を持つことについての周知を行いました。
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。	障害福祉課	「○」	健康課主催の地区診断や地域リハビリテーションネットワーク作業部会等に参加し地域リハビリテーションの充実に向けて検討を進めました。

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。 今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。	健康課	「○」	地域リハビリテーション検討会等において、継続的に住み慣れた場所で安心、安全に過ごすことができるよう、関係機関と協議検討を行った。またフィールドワークや研修会を実施し、地域課題などを共有しました。
3-(3)-3	地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人等が、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO法人、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等の支援体制の充実を図ります。 今後は、特に地域健康づくり・リハビリテーション等の展開のあり方について検討を進めていきます。	高齢者支援課	「○」	地域包括支援センターを中心として、地域での介護予防講座の実施や、いきいき百歳体操の実施など、身近な地域における介護予防に取り組める環境づくりを行うほか、理学療法士等の専門職の派遣事業を実施しました。 また、地域住民やNPO法人等が開催しているサロン・通いの場などを紹介する「おでかけマップ」を作成・周知をし、地域資源の活用促進を図りました。
3-(3)-4	在宅歯科診療の充実	西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療の周知に努めていきます。	健康課	「○」	通院が困難な人でも歯科治療につながるよう、在宅訪問歯科健診を実施し、周知に努めました。
3-(3)-5	健康診査の情報提供	健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。	健康課	「△」	市報、ホームページ、チラシの配布等により、周知に努めた。理解しやすさについては、引き続き検討を行います。
3-(3)-6	精神保健・医療の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	健康課	「○」	関係機関と連携しながら、受診同行などの支援を行い、連携体制の構築に努めました。
3-(3)-6	精神保健・医療の充実	精神面の課題を持つ場合、本人が受診行動を起こせない場合もあるため、医療機関、保健所、障害福祉課、健康課や多摩総合精神保健福祉センター等と連携を図り、医療や支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めていきます。また、メンタルケア会議等のネットワークを有効に活用し、連携体制を構築します。	障害福祉課	「△」	関係各所との連携を継続して行っている他、精神科医療地域連携会議への参加を通じて、連携体制の構築に向けた検討を行いました。
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。 その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害福祉課所管の「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療)」、「難病医療費等助成制度」、「小児精神病入院医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」の申請受付等を実施しています。

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。 その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	健康課	「○」	自立支援医療(育成医療)の給付、小児慢性特定疾病の医療費助成を実施しました。
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。 その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	子育て支援課	「○」	子育て支援課では、「ひとり親家庭等医療費助成制度」を引き続き実施しています。
3-(3)-7	医療費の助成	障害のある人に対する医療費の助成として、「心身障害者医療費助成制度」、「自立支援医療費制度(精神通院医療、更生医療及び育成医療)」、「難病医療費等助成制度」を実施しています。 その他、「小児精神病入院医療費助成制度」、「小児慢性疾患の医療費助成制度」、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度」、「後期高齢者医療制度(障害認定)」等を実施しており、必要に応じて連携しています(各種制度の対象者や助成額・自己負担金等は、障害・疾病等の種別・等級、年齢や所得によって異なります)。	保険年金課	「○」	<令和6年3月31日現在> 国保受給証(精神通院)対象者 859人 後期高齢者医療制度(障害認定者)16人
3-(4)-1	「障害者のしおり」の活用	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実し、誰もが分かりやすい、手に取りやすい冊子を作成します。また、高齢福祉分野の事業所及び介護保険移行者へも情報提供するなど、必要な情報がその情報を必要としている人たちにわかりやすく的確に伝わるように努めます。	障害福祉課	「○」	医療的ケア児支援センターについてなど、新たに利用者のためになる記事を追加しました。
3-(4)-2	障害特性に配慮した情報提供	引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	障害福祉課	「○」	各種情報や個人宛の配付物等について、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用など障害特性に合わせた配慮を行いました。
3-(4)-2	障害特性に配慮した情報提供	引き続き、市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を行っていきます。	図書館	「○」	令和4年度に引き続き、市報、健康事業ガイド、ごみ資源物収集カレンダーなどの音声版の作成・配布や、各課の依頼による発行物の点字版・音声版の作成の協力を行いました。
3-(4)-3	ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上	総務省が作成した「みんなの公共サイト運用モデル」に基づき、西東京市のホームページにおいても、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮してホームページの運営を行っていきます。	秘書広報課	「○」	庁内向けのHP研修を通じて、全庁でアクセシビリティに配慮したページ作成を実施するように周知を図りました。 引き続き、見た目重視の作成ではなく、誰もが快適に情報を得ることができるよう努めていきます。

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(4)-4	市役所における窓口対応方法の検討	市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。また、筆談器等での意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、手話通訳のできる市職員が通訳を行う「手話通訳サポーター事業」を平成30年度より開始したところであり、本事業の活用も含め、円滑な窓口対応を図ります。	関係各課 (障害福祉課)	「○」	筆談のためのコミュニケーションボードを各課へ配付し、来庁された市民の障害特性に配慮した対応に努めています。また、職員向けの障害者サポーター養成講座を実施し障害や障害のある方への理解促進に努めました。
3-(4)-4	市役所における窓口対応方法の検討	市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。また、筆談器等での意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、手話通訳のできる市職員が通訳を行う「手話通訳サポーター事業」を平成30年度より開始したところであり、本事業の活用も含め、円滑な窓口対応を図ります。	関係各課 (市民課)	「○」	市民課窓口は、既にローカウンターは設置済みであり、筆談のためのコミュニケーションボードを活用する等、来庁された市民の障害特性に配慮した対応に努めています。
3-(4)-4	市役所における窓口対応方法の検討	市役所の窓口対応については、引き続き、市職員に対して障害や障害のある人に対する理解の促進に努めるとともに、利用者の要望等を把握しながら、ローカウンターの設置、手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。また、筆談器等での意思疎通が困難な聴覚障害者に対し、手話通訳のできる市職員が通訳を行う「手話通訳サポーター事業」を平成30年度より開始したところであり、本事業の活用も含め、円滑な窓口対応を図ります。	関係各課 (文化振興課)	「○」	タブレット端末を利用した通訳・手話サービスを西東京市多文化共生センターの相談窓口等に導入し、周知を行うなど、外国籍市民からの様々な相談に的確に対応しています。
3-(4)-5	市役所における手話通訳者の配置	市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、平成26年度より、月2回、手話通訳者を配置しています。	障害福祉課	「○」	引き続き、毎月第1水曜日に保谷庁舎、第3金曜日に田無庁舎に手話通訳者を配置しました。
3-(4)-6	手話通訳者・要約筆記者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課	「○」	引き続き、手話通訳者・要約筆記者の派遣を実施しました。
3-(4)-7	身体障害者電話使用料等の助成	18歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害の等級が1・2級の人及び聴覚障害者でファックスを設置している人に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します(固定電話加入者の減少、携帯電話・インターネット環境の普及を考慮し、新規申請の受付は平成29年度末で終了しました)。	障害福祉課	「○」	引き続き、身体障害者電話使用料等の助成を実施しました。

- 「○」実施できた
- 「△」一部実施できた
- 「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
- 「×」実施できなかった
- 「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

項番	施策名	内容	担当課 (組織改正後担当課)	評価	令和5年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
3-(4)-8	郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)	身体に重度の障害のある選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。また、身体の不自由な方等は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。障害の有無に関わらず投票しやすい環境の整備と法改正の情報収集及び改正があった場合の迅速な対応を図ります。	選挙管理委員会	「○」	令和5年度は選挙執行がなかったが、申請者への「郵便等投票証明書」の交付を行った。